

# 風工学シンポジウム薫風賞表彰規程

風工学シンポジウム運営委員会

2013年 9月26日制定

2014年10月14日改定

2016年 4月10日改定

2018年 4月13日改定

2019年 8月28日改定

## 「目的」

第1条 本賞は、風工学シンポジウムにおいて発表された優れた論文を表彰し、もって研究者の同シンポジウムへの関心を高め、風工学研究への取り組みを奨励・推進することにより、風工学の発展をはかることを目的とする。

## 「賞の名称」

第2条 本賞の名称を「風工学シンポジウム薫風賞」とする。

## 「規程内容」

第3条 この規程は、第2条に定める賞の授与に関する基本事項を規定する。

## 「授賞の対象者」

第4条 風工学研究論文集に登載された査読付き論文を対象とする。

2. 論文の筆頭著者であり、当該研究の遂行上、中心的存在と認められ、かつシンポジウムにおいて当該研究を発表、質問に応じた若手研究者であり、シンポジウム実施年度当初における年齢が満45歳以下の者とする。なお、同一研究者の複数回にわたる受賞は妨げない。
3. 対象論文の共著者は、受賞への貢献を授賞対象に含めることとし、下記のように賞状に氏名を明記する。

受賞者（氏名）

受賞への貢献（共著者1氏名）、（共著者2氏名）、...

## 「授賞の決定」

第5条 第2条に定める賞の授賞は、風工学シンポジウム査読委員会の推薦により、風工学シンポジウム運営委員会が決定する。

## 「規程の改廃」

第6条 本規程の改廃は風工学シンポジウム運営委員会が決定する。